

香美市集落営農支援事業費補助金交付要綱

平成28年4月28日
香美市告示第81-2号
改正 平成29年5月10日告示第71号

(趣旨)

第1条 この告示は、高知県集落営農支援事業費補助金交付要綱及び香美市補助金の交付に関する規則（平成18年香美市規則第48号。以下「規則」という。）第18条の規定に基づき、香美市集落営農支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 市は、地域農業の活性化を図るため、所得の確保及び向上につながる農業生産の共同活動、農産加工等を行う集落営農組織（以下「事業実施主体」という。）の取組に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助対象経費及び補助率等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費及び補助率等は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者は、様式第1号による補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助金の交付の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、事業実施主体は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る規則、この告示、市長が別に定める集落営農支援事業実施要領（次項において「実施要領」という。）等の規定に従わなければならないこと。
- (2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (3) 補助事業の実施に当たっては、原則として、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び香美市財務規則（平成18年香美市規則第47号）等の規定に準じた競争入札等の方法によって、契約を締結しなければならないこと。

- (4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならないこと。
 - (5) 当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、効率的な運用を図らなければならないこと。
 - (6) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（施設、機械及び器具をいう）について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間内において、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならないこと。
 - (7) 前号の規定により市長の承認を受けて財産の処分をしたことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
 - (8) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを事業実施主体及び契約の相手方としない等暴力団の排除に係る市の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- 2 市は、事業実施主体が補助金を他の用途に使用した場合又は補助事業に関して補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件、規則、この告示、実施要領の規定若しくはこれらに基づく県及び市の処分に違反したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の額の確定があった後においても取り消すことができる。
- 3 事業実施主体は、補助事業を着工する場合は、原則として、次条の規定による補助金の交付の決定通知により行うものとする。ただし、やむを得ない事情により補助金の交付の決定前に着手する必要がある場合は、様式第2号による指令前着手届を市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第6条 市長は、第4条の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該事業実施主体に通知するものとする。

（変更申請）

第7条 事業実施主体は補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次の各号のいずれかの事項の変更をしようとするときは、様式第3号による変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業実施主体を変更しようとするとき。
- (2) 事業細目ごとの事業実施箇所を変更しようとするとき。
- (3) 補助金の総額又は各事業実施主体の事業細目ごとにおける補助金額について、増額又は20パーセントを超えて減額しようとするとき。
- (4) 承認を受けた事業の内容について重要な変更をしようとするとき。
- (5) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

（実績報告）

第8条 事業実施主体は、補助事業が完了した場合は、様式第4号による実績報告書を補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、

又は当該年度の3月25日のいずれか早い期日までに市長に提出しなければならない。

- 2 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした事業実施主体は、前項の実績報告書の提出に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになつた場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合において、第1項の実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した事業実施主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第5号により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（グリーン購入）

第9条 事業実施主体は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第10条 補助事業に関して、香美市情報公開条例（平成18年香美市条例第13号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

（補則）

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成28年5月1日から施行し、平成28年度事業から適用する。

（失効）

- 2 この告示は、平成32年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の規定に基づき交付された補助金については、第5条、第8条第3項及び第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

（施行期日）

附 則

この告示は、平成29年5月10日から施行し、平成29年度事業から適用する。

別表第1（第3条、第7条関係）

事業種目		事業組目	補助対象経費	事業実施主体	補助率	補助金上限額	補助金下限額	その他
般 タ イ ブ	農業機械整備事業	集落営農のための農業機械の整備を行う次の事業 【農業機械】 ・トラクター、田植機及びコンバイン等 その他集落営農の活動に因し必要があると認められる農業機械の整備	【機械】 機械購入費	集落営農組織	3分の2以内	【機械】 1,200万円	30万円	農作業受託等に取り組む組織を対象とする。
二 う ち 型 ハ タ ド イ ブ	農業機械・施設整備事業	集落営農のための農業機械・施設の整備を行う次の事業 【農業機械】 ・トラクター、田植機及びコンバイン等 【農業施設】 ・農機具格納庫等 その他集落営農の活動に因し必要があると認められる農業機械・施設の整備	【機械】 機械購入費 【施設】 請負の場合 請負工事費及び実施設計費 地元施行の場合 材料費及び賃借料等(集落の出役に要する資金、食糧費等を除く。) 機械購入費		6分の5以内	【機械】 ①~10ha以下 1,500万 ②~20ha以下 2,500万 ③~30ha以下 3,333万 【施設】 ①~10ha以下 833万 ②~20ha以下 1,250万 ③~30ha以下 1,666万	25万円	共同販売経理により園芸品目や非主食用米、農産加工などの、複合経営に取り組む組織を対象とする。
事 業 人 推 進 タ イ ブ	農産加工機械・施設整備事業	農産加工に取り組むために農産加工機械・施設の整備を行う次の事業 【農産加工機械】 ・搾汁機、スライサー及び真空包装機等 【農産加工施設】 ・加工場等 その他集落営農の活動に因し必要があると認められる農産加工機械・施設の整備	【機械】 機械購入費 【施設】 請負工事費及び実施設計費		6分の5以内	【機械】 3,333万 【施設】 1,666万		
事 業 人 推 進 タ イ ブ	農業機械・施設整備事業	集落営農のための農業機械・施設の整備を行う次の事業 【農業機械】 ・トラクター、田植機及びコンバイン等 【農業施設】 ・農機具格納庫等 その他集落営農の活動に因し必要があると認められる農業機械・施設の整備	【機械】 機械購入費 【施設】 請負の場合 請負工事費及び実施設計費 地元施行の場合 材料費及び賃借料等(集落の出役に要する資金、食糧費等を除く。) 機械購入費	3~6以内 内県の で1 5以 分内 の	6分の5以内	【機械】 ①~10ha以下 1,500万 ②~20ha以下 2,500万 ③~30ha以下 3,333万 【施設】 ①~10ha以下 833万 ②~20ha以下 1,250万 ③~30ha以下 1,666万	20万円	2年以内に法人化する集落営農組織、及び、集落営農法人を対象とする。
事 業 人 推 進 タ イ ブ	農産加工機械・施設整備事業	【特別承認支援】 国事業(産地パワーアップ事業、経営体質改善支援事業等)を活用する事業	【機械・施設】 補助を受けようとする国の事業の補助金交付割率等で規定する経緯			(国事業に準じる)		
事 業 人 推 進 タ イ ブ	農産加工機械・施設整備事業	農産加工に取り組むために農産加工機械・施設の整備を行う次の事業 【農産加工機械】 ・搾汁機、スライサー及び真空包装機等 【農産加工施設】 ・加工場等 その他集落営農の活動に因し必要があると認められる農産加工機械・施設の整備	【機械】 機械購入費 【施設】 請負工事費及び実施設計費	6分の5以内	【機械】 3,333万 【施設】 1,666万	20万円		

(注) 1 補助金額については、各事業組目ごとの補助対象経費に補助率を乗じ、1,000円未満を切り捨てた金額とする。

2 農業機械整備事業及び農業機械・施設整備事業に係る農業機械の導入については、高知県特定高性能農業機械導入計画に基づくものとする。

別表第2（第5条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与える、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

様式第1号（第4条関係）

年月日

香美市長

様

事業実施主体名

住 所

氏 名

印

年度 香美市集落営農支援事業費補助金交付申請書

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、香美市集落営農支援事業
費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、補助金 円の交付を申請
します。

記

- 1 事業の目的
- 2 経費の配分及び事業計画の概要
(別紙1のとおり)
- 3 収支予算書
(別紙2のとおり)
- 4 事業完了予定年月日
- 5 添付書類
 - ・事業費が実施計画書提出時と異なる場合は、その理由並びに事業費積算書又は見積
書及び関係図面

様式第2号（第5条関係）

年　月　日

香美市長

様

事業実施主体名

住 所

氏 名

印

年度 香美市集落営農支援事業指令前着手届

年度香美市集落営農支援事業費補助金交付要綱第5条3ただし書の規定により、別添事業について、下記条件を了承の上、指令前に着手したいので、指令前着手届を提出します。

記

別記条件

- 1 補助金の交付の決定を受けるまでの間に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業実施主体が負担すること。
- 2 補助金の交付の決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から補助金の交付の決定を受けるまでの期間は、計画変更は行わないこと。

様式第3号（第7条関係）

年月日

香美市長

様

事業実施主体名

住 所

氏 名

印

年度 香美市集落営農支援事業費補助金変更承認申請書

年月日付け香美市指令 第号で交付の決定（又は変更決定）がありました補助金について、下記のとおり変更したいので、香美市集落営農支援事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

記

1 既交付決定額 円
変更後の申請額 円
差引き増減額 円

2 変更の理由

3 変更の内容

4 事業完了予定年月日

5 添付書類

別記第1号様式の別紙1（経費の配分及び事業計画の概要）及び別紙2（収支予算書）

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

香美市長

様

事業実施主体名

住 所

氏 名

印

年度 香美市集落営農支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け香美市指令 第 号で交付の決定（又は変更決定）がありました事業を下記のとおり実施しましたので、香美市集落営農支援事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、その実績を報告します。

記

1 事業の成果

2 事業の実績

- (1) 別記第1号様式の別紙1を用い、計画を上段に括弧書き、実績を下段に記入してください。
- (2) 別記第1号様式の別紙2の収支決算見込書

3 事業完了年月日

4 添付書類

- (1) 契約書、納品書及び請求書の写し（機械整備の場合）
- (2) 契約書、完成通知書、出来高設計書及び請求書の写し（施設整備の場合）
- (3) 国事業の実績報告書一式の写し（特別承認支援の場合）
- (4) 写真（事業名の標示及び機械の型式を確認することができるよう撮影してください。）

様式第5号（第8条関係）

年　月　日

香美市長

様

事業実施主体名

住　所

氏　名

印

年度　香美市集落営農支援事業費補助金に係る消費税仕入控除額等報告書

年　月　日付け香美市指令　第　　号で交付の決定(又は変更決定)がありました補助金について、香美市集落営農支援事業費補助金交付要綱第8条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業種目

※申請に該当する事業種目についてのみ記入してください。

2 内容

1 香美市補助金の交付に関する規則第12条に基づく 補助金の額の確定額 (　年　月　日付け香美市指令　第　　号による 補助金交付決定額)	円
2 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等	(a) 円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税 仕入控除税額等	(b) 円
4 補助金返還相当額	(b)-(a) 円

(注) 事業実施主体ごとの内訳資料その他参考となる資料を添付してください。

経費の配分及び事業計画(実績)の概要

事業実施主体名 市町村名	事業内容			事業期間 着手(予定) 完了(予定) 年月日 年月日	総事業費 総事業費 補助対象経費	県補助金 (A)	県補助金以外の財源 市町村費 (B)	その他の 費用(C)	備考
	事業種目	事業細目	施行箇所 又は 設置場所						
									[補助率] [消費税]
計									

(注)

「備考」欄は、
①事業種目ごとの補助率を記入してください。
②事業実施主体ごとの消費税仕入控除税額等について、これを減額した場合は「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」とし、同税額が明らかでない場合は「税額」とそれぞれ記入してください。

（注）①事業種目ごとの補助率を記入してください。
②事業実施主体ごとの消費税仕入控除税額等について、これを減額した場合は「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」とし、同税額が明らかでない場合は「税額」とそれぞれ記入してください。

別紙2

(収 収 支 決 予 算 見 算 込 書)

(1) 収入の部

区分	分	本年度予算額	変更後 本年度予算額	本年度決算額	比較 増 減		備考
					増	減	
補 助 金		円	円	円	円	円	
事業者負担							
計							

(2) 支出の部

区分	分	本年度予算額	変更後 本年度予算額	本年度決算額	比較 増 減		備考
					増	減	
○ ○ 事 業		円	円	円	円	円	
計							